

公布された規則のあらまし

退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則（規則第1号）

- 1 この規則は、退職手当管理システムを利用して退職手当の支給の事務を処理することに関し、必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 共済組合主管課長は、退職手当支給の基礎となる事項に異動があったときは、速やかに退職手当管理者に通知しなければならないこととした。（第3条関係）
- 3 情報課長は、退職手当管理システムにより退職手当の支給に必要な計算を行い、その結果を退職手当管理者に通知しなければならないこととした。（第4条関係）
- 4 退職手当管理者は、退職手当に係る支出負担行為及び支出命令を行わなければならないこととした。（第5条関係）
- 5 退職手当の支出は、職員から申出があった預金又は貯金の口座に口座振替の方法により行うこととした。（第6条関係）
- 6 その他所要の事項を定めることとした。
- 7 この規則は、平成26年2月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当から適用することとした。

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 報酬・賃金管理システムの改修に伴い、報酬・賃金管理システムを利用する場合の旅行命令簿等及び旅費請求書の取扱いについて定めることとした。（第6条及び第8条関係）
- 2 この規則は、平成26年2月1日から施行し、同日以後に支給する旅費から適用することとした。

児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則（規則第3号）

- 1 県立学校及び市町立学校の児童手当管理者及び児童手当所管課長を教育委員会事務局教職員課長とすることとした。（第2条関係）
- 2 警察本部及び警察署の児童手当管理者を警察本部会計課長とし、児童手当所管課長を警察本部警務課長とすることとした。（第2条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成26年2月1日から施行し、平成26年2月に支給する児童手当から適用することとした。

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則（規則第4号）

- 1 費用弁償の支給事務を報酬・賃金管理システムを利用して処理することとした。（第1条関係）
- 2 県立学校及び市町立学校の報酬・賃金管理者を教育委員会事務局教職員課長とすることとした。（第2条関係）
- 3 予算所掌課長は、費用弁償に係る歳出予算のうち、執行することができる限度額を報酬・賃金管理者に指示しなければならないこととした。（第3条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成26年2月1日から施行し、同日以後に支給する費用弁償から適用することとした。